

【現在働いている方にお伺いします。それ以外の方は Q20 にお進みください】

新しい在職老齢年金制度の導入により 2007 年(来年) 4 月以降に 70 歳になる方は、会社で雇われて働いていると、給与に応じて厚生年金が減額される可能性があります。

Q19. あなたは働き方を調整するつもりですか。(いずれか一つに○)

- 1 労働時間を現在よりも減らすつもり
- 2 労働時間を現在よりも増やすつもり
- 3 労働時間を変えるつもりはない
- 4 その頃には引退するつもり
- 5 わからない

副問 2007 年(来年)4 月以降に、あなたが働きたい1週間の労働時間を教えて下さい。

1 週間あたり 時間

【第 6 部：あなたとご家族にかんする質問】

Q20. あなたの性別に○をつけてください。

- 1 男性
- 2 女性

Q21. あなたの生年月日はいつですか

- 1 明治
- 2 大正
- 3 昭和

年 月 日

日

Q22. あなたが住んでいる市区町村は、次のどれにあたりますか (1つだけ○)。

- 1 政令指定都市
- 2 人口 20 万人以上の市(政令指定都市を除く)
- 3 人口 10 万人以上 20 万人未満の市
- 4 人口 10 万人未満の市
- 5 郡部 (町村)

Q23. あなたの最終卒業学校についてお答えください。中途退学した人は、その前の学校についてお答えください。(いずれか一つに○)

- 1 小学・中学
- 2 高校・旧制中学
- 3 短大・高専
- 4 大学・大学院

Q24. 同年代の人たちと比較して、あなたの健康状態で最もあてはまるものは以下のどれですか。(いずれか一つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 きわめて健康である | 2 病気はあまりしない |
| 3 病気を時々する | 4 病気がちである |

Q25. 平成 17 年のデータによると、男性の平均寿命は 79 歳、女性の平均寿命は 85 歳です。あなたはだいたい何歳くらいまで生きることになると予想していますか。

だいたい 歳くらい

Q26. あなたのお住まいは、次のどれにあたりますか。(1つだけ○)

(「持ち家」には、家族所有の持ち家も含みます)

- | | | |
|-----------------|------------------|-----------|
| 1 持ち家(戸建て・土地保有) | 5 公営住宅、公社、公団(賃貸) | 8 社宅、寮、官舎 |
| 2 持ち家(戸建て・借地) | 6 民間賃貸(戸建て) | 9 間借り |
| 3 持ち家(分譲マンション) | 7 民間賃貸(集合住宅) | 10 その他 |
| 4 自分の所有するビル | | () |

副問 「持ち家」と答えた方に) 住宅ローンの支払いは残っていますか。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| 1 残っている | 2 残っていない | 3 ローンは組まなかった |
|---------|----------|--------------|

Q27. 現在、あなたと生計を共にしているご家族はどなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。(あてはまる方すべてに○)

- | | | |
|-------------------|--------|----------|
| 1 同居者はいない(ひとり暮らし) | 4 息子夫婦 | 7 あなたの親 |
| 2 あなたの配偶者(夫または妻) | 5 娘夫婦 | 8 配偶者の父母 |
| 3 未婚の子ども | 6 孫 | 9 その他 |

副問 配偶者の方は、現在、収入を伴う仕事(パート・アルバイト、家業の手伝いを含む)をしていますか。(どちらかに○)

- | | |
|--------|---------|
| 1 している | 2 していない |
|--------|---------|

Q28. あなたのご家族の中で主たる生計の担い手はどなたですか(1つだけ○)

- | | | |
|------------------|-------------|-------|
| 1 あなた | 3 あなたの親 | 5 子ども |
| 2 あなたの配偶者(夫または妻) | 4 あなたの配偶者の親 | 6 その他 |

Q29. あなたのご家族の中で長期間にわたり自宅で介護・看護を受けている方はいらっしゃいますか(1つだけ○)

- | | | |
|------------------|-------------|-------|
| 1 いない | 3 あなたの親 | 5 子ども |
| 2 あなたの配偶者(夫または妻) | 4 あなたの配偶者の親 | 6 その他 |

質問は以上で終わりです。長時間にわたりご回答いただきご協力ありがとうございました。今一度記入内容をお確かめのうえ、この用紙を返信用封筒にてご投函ください。